

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農畜産物及び土壌中放射性核種のバックグラウンドレベルの監視」に係る分析業務
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 平成28年3月22日(火)
- (4) 納 入 場 所 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- ④ 5に示す書類を所定の期日までに提出すること。
- ⑤ 5の提出書類の提出期限の日から、6の入札執行の日までの間において、物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

- ① 本調査に係る核種分析には、保有するゲルマニウム半導体検出器の測定効率にもよるが、1台の測定機材では、450～900日程度かかることが想定される。期日までに核種分析を終えるため、校正履歴の明らかなゲルマニウム半導体検出器を複数台保有していること。
- ② 核種分析は、「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法(文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室)」、「土壌環境分析法(土壌環境分析法編集委員会)」、「放射性ストロンチウム分析法(原子力安全化防災環境対策室)」及び「高周波プラズマ質量分析通則(JISK0133)」に則り分析を行う。そのため、これらの分析方法に関する知識を十分に持っていること。

3 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第3係
(別館6館 ドアNo.別619)
- (2) 日 時 平成27年2月20日(金)～平成27年3月23日(月)
午前10時～午後5時
(ただし、行政機関の休日を除く。)
- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書(案)を含む。
- (4) 入札説明会 ①場所 農林水産省農林水産技術会議事務局会議室
(別館6階 ドアNo.別620-1)
②日時 平成27年3月6日(金) 午前10時

5 証明書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成27年3月24日(火) 午前10時
証明書等 入札説明書別紙様式「平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農畜産物及び土壤中放射性核種のバックグラウンドレベルの監視」に係る分析業務 業務執行体制に関する要件の提出書」及び資格審査結果通知書の写し

(2) 提出場所 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班
契約第3係(別館6階 ドアNo. 別619)

※郵送等による場合は、提出期限までに必着するように書留等で郵送すること。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所 農林水産省農林水産技術会議事務局委員室
(本館6階 ドアNo. 本678)

(2) 開札日時 平成27年3月26日(木) 午後2時
入札締切日時 平成27年3月26日(木) 午後1時55分

7 入札保証金及び契約保証金 免除する。

8 契約書作成の要否 要

9 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

10 その他の事項

入札心得による。

以上、公告する。

平成27年2月20日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長
西郷 正道

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>)を御覧ください。